事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【川越町】

(洪水:ハザードマップ)

川越町には、朝明川、員弁川の2級河川が流れており、集中的な大雨に対しては、河川が増水し、洪水等の危険性が危惧されている。また、朝明・員弁両河川の河口部に位置し、 上流地域での集中豪雨の際での当町への影響は、非常に大きい。

朝明川洪水ハザードマップでは、最大規模の降雨(朝明川流域の24時間の総雨量752mm)により氾濫した場合での浸水シュミレーションでは、浸水被害が大きいところで、町内の約70%で「3m~5m未満」の浸水予測、町内ほぼ全域において1m以上の浸水予測となっており、堤防付近では、氾濫による家屋倒壊の危険性も危惧される。

(十砂災害)

川越町は、鈴鹿山脈を源とする朝明・員弁両河川の流出土砂により形成された起伏のない沖積層地帯で、標高 0m~5m の平坦地であり、土砂崩れ、地滑り等の被害想定は低い。

(地震: J-SHIS、津波ハザードマップ)

川越町は、起伏のない海岸平野で地耐力もなく、今後30年以内に70%~80%程度の確率でマグニチュード8~9クラスの大地震が発生するといわれており、理論上では、町内全域で震度7の揺れが予想されており、液状化危険度においても、危険度が極めて高い範囲となっている。

また、津波浸水面積は、町域のほぼ全域が浸水予測となっており、地震発生から 10 分 以内に浸水深が 30 c mに達する地域があることも予想されている。

【朝日町】

(洪水:ハザードマップ)

朝日町は、朝明川、員弁川の2級河川の間にあり、古来からしばしば台風・豪雨による洪水に悩まされている。ハザードマップでは、想定し得る最大規模の降雨により朝明川及び員弁川で発生する洪水浸水想定区域を示し、二つの河川の浸水が重なる場所については、浸水深が深い方を示している。おおむね旧東海道を境に平坦地での浸水が「1m~3m未満」と想定されている。

また、員弁川堤防付近(縄生地区)では、氾濫による家屋倒壊の危険性も危惧される。 (土砂災害:ハザードマップ)

朝日町地勢は、鈴鹿山脈を源とする朝明川・員弁川両河川の流出土砂により形成された沖積層地帯で、おおむねJR関西本線を境にして、平坦地(6割)と丘陵地(4割)に、地形が区分されている。ハザードマップでは、土砂災害警戒区域39箇所を示し、丘陵地において、土砂災害の危険性を周知している。

(地震: J-SHIS、津波ハザードマップ)

朝日町は、海抜 2~3m ないし 5~6m の平野部と 10 数 m 以上の丘陵地からなっている。 理論上最大クラスの南海トラフ地震では、町内全域で震度 6 強が想定されている。また、 桑名市街地西方の丘陵より J R 関西線沿いに養老-桑名-四日市断層帯があり、それを震 源とする地震では、朝日町において震度 7 の範囲が約 5 割と想定されている。

南海トラフ地震では、丘陵地域での津波の被害は少ないが、旧東海道を境とした平野部では、1m~3m未満の浸水が想定されている。

(2) 商工業者の状況

· 商 工 業 者 数 770 事業所

·小規模事業者数 646 事業所

【内 訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考	
	建設業	74	67	国道一号線沿いに分布	
	製 造 業	148	122	全域に広く分布し、沿岸	
				部、川沿いに多い	
	卸 売 業	32	23	国道一号線を中心に分	
川越町	小 売 業	59	50	布し、朝明川沿いに多い	
	飲食・宿泊	41	33		
	サービス業	141	123		
	その他	66	47		
	計	561	465		
	建設業	39	37	山側に分散、一部;朝明	
	製造業	44	34	川、員弁川沿いに分布	
	卸 売 業	4	4		
朝日町	小 売 業	32	27	国道1号線沿い平野部	
井り 口 四1	飲食・宿泊	17	15	に多い	
	サービス業	56	50	町内全体に広く分布	
	その他	17	14		
	計	209	181		
	建設業	113	104		
	製 造 業	192	156		
	卸 売 業	36	27		
管 内	小 売 業	91	77		
合 計	飲食・宿泊	58	48		
	サービス業	197	173		
	その他	83	61		
	計	770	646		

(3) これまでの取組

1) 川越町、朝日町の取り組み

【川越町】

伊勢湾台風で未曾有の被害を受けた当町は、住民の防災意識も高く、町行政としても、 防災・減災を最重要施策として各種の取組を行ってきている。

≪防災マップ作成≫

- ・平成29年12月 三重県が公表している最新値に基づいた、津波・洪水ハザードマップと自助で行うべき行動等に関する防災冊子が一体となった防災マップを作成。
- ≪地域防災計画改定≫
- ・平成31年3月 地域防災計画に南海トラフ地震防災対策推進計画を新たに編入するなどの改訂を行った。

各戸配布を行うとともに、商工会を通じて、事業所へも配布。

- ≪避難所整備事業≫
- ・南海トラフ地震時には、多くの避難者が予測されていることから、非常用備蓄品対策として、備蓄計画を策定し、備蓄を行っている。また、避難所の充実強化にも努めている。
- 《訓練·対策等》
- ・毎年、自主防災組織を中心とした防災訓練を実施するとともに、協定締結町内事業者と 連携した訓練等も行っている。

【朝日町】

当町は水害による洪水・土砂災害、地震による津波災害など多くの災害に見舞われる可能性があり、ハード面、ソフト面の両面から防災対策に取り組むとともに、住民の防災意識向上に努めている。

≪計画・ハザードマップ作成≫

- ・平成30年3月 地域防災計画改定、避難所運営マニュアル作成、防災ハザードマップ 更新
- ・平成31年2月 業務継続計画(BCP)の策定
- ≪防災行政無線デジタル化事業≫
- ・平成31年3月 防災行政無線(同報系)デジタル化
- ・令和元年 12 月 防災行政無線(移動系)デジタル化
- ≪避難所整備事業≫
- ・平成29年2月 太陽光パネル設置(朝日中学校武道場屋根)
- ・平成30年3月 朝日小中学校避難所公衆無線LAN設置
- 平成31年3月 避難所用非常用発電機設置(教育文化施設)
- 令和元年 10 月 防災倉庫設置(朝日中学校用)
- ≪訓練・対策等≫
- ・隔年で防災訓練と防災講演会を開催
- · 避難行動要支援者対策

2) 朝明商工会の取り組み

管内の地域特色として朝明川・員弁川の2級河川に挟まれ、伊勢湾沿岸部に面しており、 台風、豪雨による水害及び地震による被害リスクが非常に高いため、BCP策定に向けたセ ミナー、個別相談会等早くから実施している。

- ・事業者BCPに関する国・県等の施策の周知 随時
- ・事業者BCP策定支援セミナーの開催
 - ①H26.10.24 災害時に問われるBCPの必要性
 - ②H27.12.15 東日本大震災の体験から学ぶ災害リスク管理
 - ③H28.11.25 シュミレーションで作るなっとくBCP
- ④H30. 1.24 企業防災・BCP策定セミナー
- ・東京海上日動火災保険㈱等損害保険会社との連携による各種保険・共済制度の情報提供など

Ⅲ 課題

BCP対策セミナー等比較的早くから実施しているが、依然として地域内小規模事業者の意識は低く、まだまだBCP策定に至っていない事業者も多い。

災害時の取り組みについて商工会自身でのマニュアル化もできていない状況であり、危機管理マニュアルを整備し、防災減災への取り組み、発災後の体制づくりを検討しなければならない。

また、商工会職員のBCP策定支援に関する知識、各種保険・共済に対する助言を行える経営指導員等のスキル習得、資質向上が必要。

Ⅲ 目標

地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、企業・事業所の事業継続計画(BCP)の策定及び地域と連携した日常的な防災対策の推進を行い、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えを自助・共助・公助の観点から整備を行う。

また、発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和 2年 4月 1日~ 令和 7年 3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・朝明商工会と川越町、朝日町の役割分担、体制を整理し、連携して事業を実施する。

< 1. 事前の対策>

・川越町、朝日町の地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応 急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ事前対策の必要性を周知する。
 - ・商工会巡回経営指導の際、ハザードマップ等活用し、各事業所立地場所の自然災害 等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について周知する。
 - ・行政広報、町・商工会ホームページ等において、国・県等の施策の紹介やリスク対 策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹 介等を行う。
 - ・専門家等を招聘し、小規模事業者に対しセミナー、個別指導を実施し、発災時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画(BCP)の策定を支援する。
- ②地域と連携した防災対策、防災活動の推進。
 - ・地区内企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連 携促進のための環境整備、発災時に町や各種団体が企業事業所と協同で災害対応を 行うための、救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。
- ③自主防災組織の活動支援
 - ・地域住民や地域における様々な団体に対し、企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

朝明商工会は、令和元年度事業継続計画を策定。

3) 関係団体等との連携

・三重県中小企業協同組合・各損保会社と連携し、地区内小規模事業者に対する普及 啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

4) フォローアップ

- 小規模事業者の事業者BCP策定等取り組み状況の確認を行う。
- ・(仮称) 川越町・朝日町事業継続力強化支援協議会(構成員:川越町・朝日町・朝明商工会)を開催し、状況確認や改善点等について協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害発生を仮定し、川越町・朝日町・朝明商工会との連絡ルートの確認等を行う。 (訓練は、必要に応じ実施する。)

< 2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、 下記の手順で速やかに地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後、速やかに職員の安否確認、業務従事の可否判断を行うとともに、地域内事業者の大まかな被害状況等を把握し、川越町・朝日町・朝明商工会で情報共有を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・発災後、職員は、まず職員自身の安全確保を行い、応急対応にあたる。
- ・職員が被災する等があった場合の役割分担、配置等事前に決めておく。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

(被害の規模の目安の例)

レベル	被害規模	被害状況
3	大規模な被害がある	 ・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
2	被害がある	・地区内の1%程度の事業所で「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・ 半壊」など、大きな被害が発生している。
1	ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

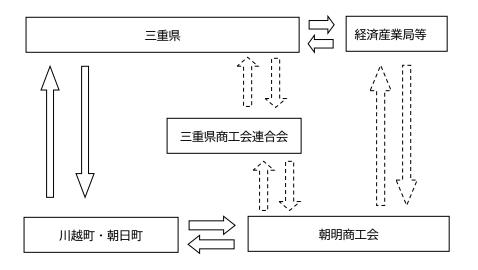
・本計画により、川越町・朝日町と朝明商工会は、以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後~1週間	1日 3回共有する
2 週間~4 週間	1日 1回共有する
4 週間~3 か月	1週間 1回共有する
4か月以降	1か月 1回共有する

※ただし、地区内における被災状況により対応する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、川越町、朝日町、朝明商工会との間で、地区内の小規模事業者 の被害情報の迅速な報告及び指揮命令・連絡を円滑に行うことができる仕組みを構築 する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・川越町・朝日町・朝明商工会は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・川越町、朝日町、朝明商工会が共有した情報を、三重県の指定する方法にて商工会または、川越町、朝日町より三重県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について川越町、朝日町、朝明商工会と連携し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。また、朝明商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や三重県、町行政等の施策)について、地区内小規模事業者へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

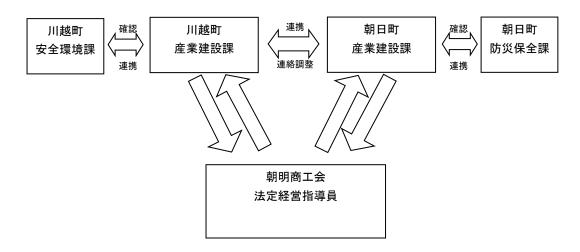
- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応 援派遣等を三重県等に相談する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年4月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 橋本鉄二 (連絡先は後述(3)①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)
 - ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
- ①商工会/商工会議所

朝明商工会

〒510-8123 三重県三重郡川越町大字豊田一色 405 番地

TEL: 059-365-6603 / FAX: 059-365-6035

②関係市町村

川越町 産業建設課

〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色 280 番地

TEL: 059-366-7117 / FAX: 059-364-2568

朝日町 産業建設課

〒510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向 893 番地

TEL: 059-377-5658 / FAX: 059-377-4543

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額		66	66	66	66	66
	セミナー開催費 個別相談開催費 パンフ、チラシ作製費	33 33 0	33 33 0	33 33 0	33 33 0	33 33 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、川越町、朝日町、三重県補助金、伴走型小規模事業者支援推進事業、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等